

🔧 今月のポイント

建設業の適切な社会保険⑥



建設業においては「適切な保険」に加入していないと現場入場ができないという状況です。しかしながら、事業所の形態等により、加入すべき保険が違います。自社が加入すべき保険について整理をしていきましょう。

国民年金と厚生年金

年金には国民年金と厚生年金がありますが、それぞれの適用範囲、給付の違いについて解説します。

年金の種類

種類	対象になる人	保険料	保険料の支払方法
第1号被保険者	第2号、第3号被保険者以外の20歳から60歳未満の人	月16,590円（本人支払） （令和4年度）	日本年金機構から送られてくる納付書で支払
第2号被保険者	厚生年金保険が適用されている会社に勤める会社員と公務員	給料200,000円の場合 （目安）36,600円 ※（本人支払18,300円 会社支払18,300円）	勤めている会社が給料やボーナスから天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に養われている20歳以上60歳未満の配偶者	なし（配偶者が加入する制度が負担	

年金の給付の種類

	国民年金	厚生年金
老齢年金	・40年間満額で780,900円	・基礎年金+報酬比例 報酬比例は厚生年金に加入していた期間、報酬に比例 ・65歳になったとき、生計を維持されている配偶者や子がいる場合、加算あり
障害年金	・1級 972,250円×1.25 +子の加算 ・2級 777,800円 +子の加算	・1級 報酬比例の年金額×1.25 + 加算 ・2級 報酬比例の年金額 + 加算 ・3級 報酬比例の年金額 ※最低保障額 583,400円 ・障害手当金 ★被保険者期間が300月未満の場合は300月とみなす
遺族年金	・777,800円+子の加算 ・子または子のある妻のみ	・報酬比例の年金額×3/4 + 加算 ・配偶者、子 → 父母 → 孫 → 祖父母（順位） ★被保険者期間が300月未満の場合は300月とみなす

報酬比例部分（厚生年金）

基礎部分（国民年金）

ポイント

国民年金の加入は20歳から60歳までですが、厚生年金の加入は入社してから、最大70歳までになります。例えば、18歳で入社したとしても、会社が厚生年金の適用事業所であれば厚生年金に加入しますが、適用事業所でない場合は、国民年金の対象となるため、年金は未加入の状態になります。

◆次回も、各保険について解説していきます！

